

# 預かり保育料の給付方法について

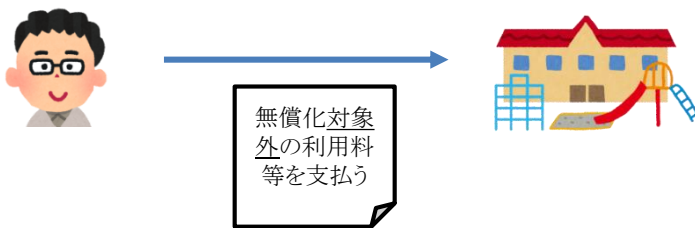
## ～代理受領方式(現物給付)が始まります～

滝沢市に対する給付申請・請求の手続きが不要になります。

預かり保育を利用した場合に、給付対象の利用料については施設が直接、滝沢市へ請求します。また保護者は給付対象外の利用料等を施設に支払いが必要です。

### 【代理受領方式による給付の流れ】

1. 預かり保育利用料の無償化対象外部分を施設に支払う



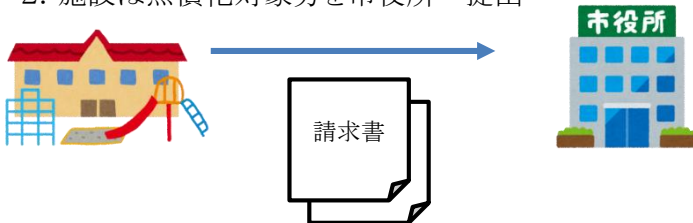
**【注意】**

「預かり保育」の無償化対象となる場合には、別途手続きが必要です。

**【注意】**

滞納等がある場合など、代理受領方式が利用できない場合があります。

2. 施設は無償化対象分を市役所へ提出



3. 給付が決定した場合は、市役所から無償化対象の預かり保育料(上限額あり)を施設へ給付



ア 施設が市へ請求する額  
イ 保護者が施設へ支払う額

### 【預かり保育料の計算方式】

月額利用料 (支払額)	利用日数	上限額 (450円×日)	対象額 (ア)	負担額 (イ)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円